

## 変更の届出について（集団指導資料抜粋）

（介護老人保健施設・短期入所療養介護・通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護・介護予防短期入所リハビリテーション）

### 提出書類の種類（提出部数 各1部）

- 1 変更届出書
- 2 変更内容に係る 記載の添付書類

### 提出時期

所定の事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を北九州市長に届けなければならない。  
（介護保険法第99条）

ただし、「事業所（施設）の管理者の氏名及び住所」「運営規程（通所リハビリテーションの単位数、定員、営業時間の変更等）」については、届出の性格上、事前に人員基準等チェックし、市が受理した後に変更するものであるため、できるだけ変更予定日の2週間前位までに提出すること。

### 提出先

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市保健福祉局地域支援部介護保険課 施設サービス係  
電話：093-582-2771 FAX：093-582-2095

### 変更事項の種類

介護老人保健施設 短期入所療養介護 通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護 介護予防通所リハビリテーション	1 事務所（施設）の名称 2 事業所（施設）の所在地 3 主たる事務所の所在地 4 代表者（開設者）の氏名及び住所 5 定款・寄付行為等及びその登記簿謄本・条例等（当該事業に関するものに限る。） 8 事業所（施設）の管理者の氏名及び住所 10 運営規程 18 役員の氏名、生年月日及び住所
介護老人保健施設のみ	11 協力医療機関（診療所）・協力歯科医療機関 15 入所者の定員（減員の場合のみ） 17 併設施設の状況等 19 介護支援専門員の氏名及び登録番号

### 添付書類

<介護老人保健施設、短期入所療養介護費及び通所リハビリテーション共通>

- 1 事務所（施設）の名称
  - ア 変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
  - イ 変更内容が確認できる法人の登記簿謄本、定款（寄付行為）、若しくは当該内容を決定した際の理事会議事録の写し
- 2 事業所（施設）の所在地
  - ア 変更理由書
  - イ 変更内容が確認できる法人の登記簿謄本、定款、若しくは当該内容を決定した際の理事会議事録の写し

- 3 主たる事務所の所在地
- ア 変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
  - イ 変更内容が確認できる法人の登記簿謄本、定款、若しくは当該内容を決定した際の理事会議事録の写し
- 4 代表者（開設者）の氏名及び住所
- ア 変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
  - イ 変更内容が確認できる法人の登記簿謄本、定款、若しくは当該内容を決定した際の理事会議事録の写し
  - ウ 誓約書（欠格事項）
  - エ 誓約書（暴力団排除）
- 5 定款・寄付行為等及びその登記簿謄本・条例等（当該事業に関するものに限る。）
- ア 変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
  - イ 変更後の定款（寄付行為）、登記簿謄本の写し
- 8 事業所（施設）の管理者の氏名及び住所
- ア 変更理由書（届出書の記載内容で理由が確認できれば不要）
  - イ 管理者就任書
  - ウ 管理者の経歴書
  - エ 管理者の免許書の写し
  - オ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表・・・管理者分のみ
  - カ 組織図
  - キ 管理者変更を決定した際の理事会の議事録の写し
  - ク 誓約書（欠格事項）
  - ケ 誓約書（暴力団排除）
- 「介護老人保健施設管理者承認申請書」を同時に提出
- 10 運営規程
- <介護老人保健施設、短期入所療養介護及び通所リハビリテーション共通>
- ア 変更理由書
  - イ 変更前・後の「運営規程」・・・変更箇所を蛍光ペン（黄色）でマーカースること  
利用料の変更については、変更前・後の利用料一覧表のみでも可
- <通所リハビリテーションのみ>
- ア 変更理由書
  - イ 変更後の「運営規定」・・・変更箇所を蛍光ペン（黄色）でマーカースること
  - ウ 変更後の「通所リハビリテーション：単位毎内訳表」
  - エ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表・・・変更にかかるもののみ
  - オ 組織図
  - カ 「介護老人保健施設 施設及び人員基準点検表」
  - キ 通所リハビリテーション用食堂・機能訓練室等の平面図（A4サイズ）  
平面図に変更がある場合は、別に「介護老人保健施設開設許可事項変更申請」が必要

18 役員の氏名、生年月日及び住所

- ア 誓約書（欠格事項）
- イ 誓約書（暴力団排除）

<介護老人保健施設のみ>

11 協力医療機関・協力歯科医療機関（との契約の内容）

**「協力医療機関（診療所）」、「協力歯科医療機関」のみ。「協力病院」については、「介護老人保健施設開設許可事項変更申請書」による変更許可申請が必要。**

- ア 変更理由書
- イ 変更後の「協力病院等一覧」（契約書の写し）

15 入所者の定員（減員の場合のみ）

- ア 変更理由書
- イ 変更後の「運営規程」
- ウ 勤務の体制及び勤務形態一覧表 **全員分**
- エ 組織図

17 併設施設の状況等

- ア 変更理由書
- イ 変更後の「併設施設の概要」  
**併設する施設に補助金等が入っている場合、財産処分の申請承認が必要な場合があるので事前に相談すること。**

19 介護支援専門員の氏名及び登録番号

- ア 変更理由書
- イ 介護支援専門員一覧表  
**就労終了する介護支援専門員も記載すること。**
- ウ 介護支援専門員の資格書の写し（40で始まる番号の記載されたもの）